

（午前9時31分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は30人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において11番 辻本君、13番 松浦君、25番 岡勲君の3人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上田順康君）日程第2 一般質問 を行います。

順番9、14番 中西峰雄君。

〔14番（中西峰雄君）登壇〕

○14番（中西峰雄君）おはようございます。私の質問を始めさせていただく前に、一言申し上げたいことがございますので、ご了承いただきたいと思います。私の2期8年に及びます議員生活も残すところ3カ月ばかりとなりました。振り返りますに、この間に私の提言の幾つかが、理事者各位並びに議員諸兄のご理解とご賛同を得まして、本市の幾ばくかのお役に立てましたことは、誠にうれしく、また深く感謝するところであります。しかしながら、提言の多く、特に考えに考え、そして悩みに悩みました二、三の大きな問題につきましては、理事者各位並びに議員諸兄のご

理解とご賛同を得るところとならず、今日の事態に立ち至っておりますことは、多くの市民の期待を受けました者として誠に申しわけなく、この場をおかりいたしまして深く陳謝するところであります。誠に申しわけございませんでした。

それでは、今回の私の質問が幾ばくかでも本市並びに市民のお役に立ちますことを願ひまして質問に移らせていただきます。

一つ目の質問は、市街地整備事業についてであります。ご存じのとおり、本事業は中心市街地、川原町地区を中心とした橋本発祥の地の区画整理事業でございます。このことにつきましても、今日の事態に立ち至っておりますことは、私として本当に残念至極でございます。

本事業は、まちづくりなのか、まち壊しなのか、誠に判断に苦しむところではございますが、ここまで立ち至った以上、一定の範囲まではできるだけ速やかに完結させることが、当該地区及び地区住民に対する市の責任であろうかと考えます。また、たとえ1年でも前倒しできれば、年間1億円という事務経費の削減にもつながってまいります。

当該事業につきまして思いは深いものがございます。私の祖父、父、そして私自身、3代にわたって慣れ親しんだまちが現状の姿をさらしていることは本当に残念なことでございます。この事業がかかる事態になったことにつきましては、いつかある時点で検証と総括をされるべきものかと存じますけれども、私が皆さんにお伝えしたいところをちょっとだけお伝えしたいと思います。

今、滋賀県の栗東市の新幹線の駅の問題で、滋賀県知事がかわりました。県知事がかわる

ほどの大問題が栗東駅なわけですけども、この駅の総事業費が約330億円でございます。当初、駅前の市街地再開発並びに区画整理事業を全部合わせますと200億円の事業、そして病院事業、これが150億円の事業でございます。350億円。この事業を同時期に進めたということは、メール配信しております市民へのレポートの中で私が言うておりますのは、健全な常識の欠如と言わざるを得ないというふうに思います。

また、普通、個人でも家を買うときに頭金なしで家を買う方は少なからうと存じます。現実に河内長野の三日市の再開発、これが比較的順調に進んでいると聞いております。河内長野の再開発を始めるにつきまして、河内長野市は約60億円の基金を積んで始めております。ところが、この事業は頭金なしで始めたものであります。

こういう事業でありますけども、ここまで進んできた以上は、いずれにしましても、ある一定の範囲までできるだけ速やかに整備を終えるということが市の責務であり、それしかあり得ないと思いますので、当該事業の進捗状況と今後の工程、事業資金の確保、事業の円滑な実施の体制についてお尋ねいたします。

次に2番目の質問に移らせていただきます。この質問は、職員に対する働きかけ、いわゆる口利きと言いますと悪く聞こえますけども、働きかけの文書化と公開についてということでございます。旧橋本市の議員はご存じかと思いますが、これはもう3回目になります。前市長に2回質問させていただきました。前市長のご理解の得るところとならず今に至っております。3年前のことでございます。

さて、行政は住民や団体から各種さまざまな要望や要求を受けます。その中には正当なものもあれば不当なものもございませう。従来

は不当な圧力、不当な要求に対して、職員倫理条例であるとか、それから議員倫理条例、こういうもので対処するのが普通でございました。しかし、三、四年前の段階では、要望や要求というものが、それを受けた段階で正当なものなのか不当な圧力なのかということの判断が大変難しいという認識が生まれてまいりました。また行政には、声の大きい住民や団体からの働きかけには弱く、一般住民の声を軽視しがちであるという傾向もございませう。そこで、そういったすべての要求、要望、職員に対する働きかけ、聞こえは悪いのですが、いわゆる口利き行為を文書化し公開することによって、行政の公正・公平・透明・信頼性を確保しようとする考え方が出てきております。既に多くの自治体で制度化されておりました。高知県、鳥取県、それから広島市、佐倉市、我孫子市、北本市、中津市、相生市、長崎市、熊本市など、多くで制度化となっております。

一例を申し上げます。熊本市の例でございますけども、熊本市では、これが制度化されるまで、職員の採用、昇任、または人事異動に関しまして、人員を中心とした口利きが年間約300件ございました。それが、この制度が導入されることによりまして、市議11人から働きかけがありまして、働きかけ対象の職員数は21人。激減いたしております。しかも、おもしろいことに、これが公開されたときに、働きかけをした議員のほうから軽率であったというコメントが出ているとのごとでございます。

一つには、今、各首長の不祥事が多発してございませう。不祥事をどうやって防ぐかということにつきまして、いろいろ識者からコメントが出ているところでございませうけども、入札制度の改革ということも一つ。もう一つは、徹底した情報公開しかないということ

あります。いい働きかけも悪い働きかけも、公開することによって公正性・公平性を確保できるんだということでございます。残念ながら前市長には全くご理解のいただけるところとならず今日に至っておりますけども、木下市長にはその本意をご理解いただいて前向きなご回答をいただけますことを期待申し上げて、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。中西議員のご質問にお答えをいたします。

中心市街地第一地区の区画整理事業の進捗と今後の工程でございますが、平成16年9月に本事業の見直し計画案として、先行区域と休止区域とに分けた整備区域を公表しているところであります。先行区域にあります。平成13年度から実施している第1施工ゾーン及び第2施工ゾーンの工事進捗に関して、第1施工ゾーンは平成18年11月末に完了しております。また、国道24号を挟む第2施工ゾーンは現在施工中であり、平成19年度末に完成する予定でございます。

次に、見直し計画として第1、第2施工ゾーンを除いた先行区域の見直し作業を、平成16年9月発表後、これまで行ってきたところでございます。その間、平成18年4月には国の直轄施工による紀の川護岸整備が採択されたことにより、市負担の軽減が図られ、国道24号南側において、紀の川護岸整備と国道24号整備が、紀の川沿い土地区画整理事業との一体施工が可能となってまいりました。このことは本当に私といたしましてもうれしく存じております。

さて、見直し計画の先行区域に紀の川沿い

区域を含めた事業の進め方について、さきの平成18年6月、橋本市議会経済建設常任委員会において報告をさせていただいたところでございます。その後、紀の川沿い区域を含めての先行区域の見直し計画がまとまり、今後、議会及び関係権利者への説明を行っていく予定でございます。先刻も9月に国土交通省近畿整備局の河川部長に来ていただきまして、そして現地で護岸の現況と速やかな国の予算づけについてお願いをいたしたところでございます。今後は見直し計画の新しいゾーン割り、施工順により平成19年度からスタートする予定で、先行区域の整備完成目標年次を平成24年度としています。このことはご承知のとおり、国道の狭隘を16メートルの拡幅をもって市街地を抜けていくという計画でございます。

次に、事業資金の確保についてのおただしでございますが、今回の計画見直し作業において、先行区域の換地設計をもとに、移転計画、造成計画等の検討を綿密に行い、市内部におきまして他事業との整合をも図り、無理のない資金計画であることの確認を行っているところでございます。

次に、事業の円滑な実施の体制についてでございますが、平成16年の事業見直し計画案発表時に、今後、事業を円滑に進めるためには関係権利者全員の同意を得ることが非常に大事でございますので、そうした同意を前提条件として先行区域の計画見直し作業をこれまで行ってまいりました。しかし、換地に関する関係者間の利害関係の調整同意を得るまで不測の日数を要してきたのが現状であります。今回、見直し計画による新ゾーンの施工を平成19年度よりスタートさせ、完成目標年次を平成24年度としておりますが、今後、予定ゾーンに完成するためには、円滑な事業実施を図る必要がございます。

また、国道24号の御殿橋のかけかえ問題でございますが、いよいよ19年度、20年度の2カ年において完全に施工していくということを聞いておるところでございます。その他の事業執行体制については、合理的かつ効率的な組織体制の確保を図るため、現在検討を重ねているところでございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）助役。

〔助役（清原雅代君）登壇〕

○助役（清原雅代君）次に、職員への働きかけ、いわゆる口利きの文書化と公開についてのご質問ですが、行政運営の中では、職員に対していろいろな立場の人々や団体から要望、提言、働きかけや不当な要求が行われる場合がございますが、こうした中で、不当な要求につきましても、これを防止するための要綱を制定し、職員を講習会にも参加させております。

口利きの文書化と公開は、議員から再三ご提言をいただいております。本市の情報公開制度の趣旨からも、市政に関する情報の自主的、能動的な市民への公開は、個人情報以外のものにつきましては原則行っていくべきだと考えておりますので、十分に検討してまいります。

また、市長をはじめとする特別職に対する口利きの文書化と公開につきましては、各団体からの陳情や参加させていただく市内自治会の集会等の中で、あるいは市長への手紙等、さまざまな機会を通じて市民の皆さんの貴重なご意見やご提言をいただいております。また同時に、市としての考え方を市民の皆さんに聞いていただくとともに、可能な限り市民の声を反映させつつ市政の方向を導き出していくことが特別職に与えられた職責であると考えております。このことから、特別職に対する口利きの文書化や公開そのものがなじま

ないものと考えますので、現時点では特別職に対する口利きの文書化は必要のないことと考えているところでございます。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君、再質問ありますか。

14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）それでは、最初の市街地の件から再質問をさせていただきます。るるご説明いただきまして、本当に現場のほうでは大変な苦勞をされているということを私も重々承知しているところでございます。特に資金の財政上の問題については、万全怠りないように確保、けちることのないようにお願いしたいというのが1点と、もう一点は、もう少し詳しくご説明いただきたいのは施工体制の問題でございます。現実に19年度から御殿地区と川原町地区が工程的にダブってくるわけですよね。あるいは川原町地区と紀の川沿い地区もまたダブってまいります。そうしますと今の市街地の体制、特に調査、それから補償関係、これは1班しかございませんので、今の体制では到底計画の実施というのは難しいというか、実施することはできないと思います。しかも、この市街地の事業は、ただぼっと行ってできる仕事ではございません。個々の1軒1軒のご家庭の事情の裏の裏まで熟知した上での補償交渉というものが必要になってまいりますので、今の所長も来年に退職されますし、そういう中で本当に手慣れたといいますか、この業務に精通した人材を配置できるのか、あるいは配置できないとすれば、外部のコンサルタントを使うとか、いろいろなことが考えられるわけですが、この点について、いまだきちとした方針が出ておりませんので、いつまでにどのような計画をお立てになるつもりなのかということについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君の再

質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）第1回の答弁で、施工体制について具体的な話を回答しませんでしたわけですが、紀の川護岸の工事を実施するということを決めるにあたりまして、10月10日でございますけれども、政策調整会議にかけてございます。それで、基本的な事業についてはこれで実施していくという方向を、委員会でも説明させていただいたような形で進めてございます。

体制についてでございますけれども、議員が言われるようにゾーンが2カ所ダブっていくような形で平成24年度まで進んでいくという状況でございます。事業の主なものといいますのは、議員が言われますように補償交渉、かなりの部分が補償の部分に割かれてございます。そういうことで、補償というのは特殊なことでございますので、補償担当をつけていかなければいけないということがございますけれども、具体的にはどういうふうなことは、まだかなり議論する部分があるわけですが、一つ見直し計画について一定のめどがついてきたということもございます。そういうことで、見直し計画の担当部署の部分の機構も含めまして、機構組織の改革も含めまして考えていきたいというように考えてございます。それと組織再編、そういうことで考えていきたいと。

それから、19年度以降の市全体の体制を見直していく中で、補償担当というのはどういうふうに生み出していけるかということを考えていきたいということでございますので、まだ具体的にどれだけの人を配置して、どういう人を配置していくというようなところまでいってませんけれども、これはこれから作業をしていくというような形で、認識としてはそういう形で考えてございます。それと、

考え方の第1点につきましては、まず内部で何とかできないかということをしていって、どうしてもできないということでしたら外部委託を検討していくというような考え方でございます。この事業につきましては、今までも言っていましたけれども、大きく動くというような考え方でございますので、執行体制についてはきちっとしていかないかんという考えでございます。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）議会の皆さんにも大変心配をかけておるわけですが、大きなボリュームである市街地の区画整理事業の問題で、私も当時市会議員の時期でございましたが、北村前市長に、初めがあれば終わりがあるよと、牛のよだれのごとくいかなしょうがないんやないかなという議論を大分しました。橋本市の長期総合計画の基本からしまして、北部のすばらしい団地がだいたいできてきたわけでありまして、旧市街地をこのままほっておくわけにはいかないぞと、調和がとれたまちづくりというもの、これが基本ですよということを私もなんべんも申し上げたわけでありまして、まだ数百個、16.3ヘクタール、これからまだまだ多くが残っておりますが、順次先行区域、休止区域という中で、一番大事なのは中西議員が言われる市の全体的な財政の健全化という中でどう位置づけしていくかというのが実に大事なことであります。

しかし、これから16.3ヘクタールすべて完成するのは向こう30年以上はかかるのではないかなと、長くかかってでもやがては終結するということが基本であらなければならない、私はそう思っております。特に橋本高野橋のあの一つの橋をかけるのに25年数カ月の闘いでかかったわけでございます。そういうこと

で先のことは不透明な部分があろうと思いませんけれども、少なくとも私の任期中は、どこかで工事の土音をしておるという考え方、それを強く持っておりますので、議会の皆さんにもお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）説明いただきましたけれども、とにかく施工の体制には万全を期していただきますことを重ねてお願いさせていただきます。

それと本事業につきましてですが、前市長の言われた牛のよだれのごとくというのは通用しないと私は思います。事業は長くかかればかかるほどコストもかかります。そしてまちなちも疲弊します。これは回復手術をして手術が早く終われば終わるほど早く元気になるし、長引けば長引くほど患者の体力が損耗されるというのと同じことでもあります。今、市街地の現状は、回復手術をして手をこまねいてどうしようかなと、そういう状態でありますので、こういう状態を認識されて一刻も早く手術をいったん終えられることを強くお考えいただきたいなど、これも要望をさせていただきます。

それでは、2番目の問題に移らせていただきますけれども、働きかけの文書化、先ほど助役から答弁をいただいたんですけども、よくわかりません。ごまかしておられるんだなというのはよくわかりますけども、わかりません。

要するに今、政治に対する不信、あるいは行政に対する不信がものすごい強いわけですよ。なぜこういうことになってくるかといいますと、従来の政治のあり方、あるいは行政のあり方というものが、基本的に言いますと陳情政治、これ中心に動いているからであります。行政というのは当然のことながら、

住民の各種要望・希望・ニーズにこたえていくものでございますから、陳情政治そのものがいけないというわけではなからうと私も思います。それはむしろ大事なことだと思うんです。ところが、陳情政治が公開されないままに市民の目の見えないところで物事が決まって動いていくというところに、行政の非効率なりあるいは不祥事なりが生じてくるというふうに私は考えてございます。

一部の自治体では、例えば議員の倫理条例の中で、幾つかあるんですけども、これは長崎市ですけども、議員の政治倫理条例の中でこういうことを決めております。職員の採用、昇進、または人事異動に関し、推薦または紹介をしないことと。こういうことは私は決めるべきじゃなからうと思うんですね。私はどんどんしたらいと思うんです。つまり、市にとりまして本当に自分が推挙する人物が有能で有益な人物であると考えておるのであれば、紹介行為というのを禁ずるべきではなく、むしろ奨励すべきことであろうというふうに思います。だから、私はこういう長崎市のような条例は好ましくないというふうに思うわけですけども、紹介することによって、それが公開されますよと、それでも紹介するということが必要なんだろうと私は思うわけですね。あるいはいろんなニーズを行政に伝えていく、これも議員の務めでございますので、悪いことでは全くなく、むしろ住民の声をよく拾って行政につないでいくというのも議員の大きな仕事の一つと認めてございます。問題はそれが公開されても公開に耐えるかどうかということであろうと思うんですね。

特別職も職員も、あるいは議員も公人でございますので、働きかけをするときは私人としてではございません。公人の行為というのは原則公開なんです。そういう基本的な考え方、立場に、理事者各位、そして議員皆さん

のご理解をぜひいただきたいというふうに思っております。要するに、そういう基本的なスタンスをどう考えておられるのかと。特に公人につきまして、公開が原則であると。公開するのに文書化をして、そしてやっていくということがなぜ明確な答弁になってこないのかということ再度お尋ねいたしたいと思っております。

もう一点は、特別職に対する働きかけでございますけれども、本当に市長もよくまちに出かけられまして、各種団体等の会合に顔を出されて、いろんな陳情を受けられておると思っております。陳情を受けるのも大変大事なことなんですけれども、それが実際に行政の作用として動いていくということになるときに、これがどこのだれだれさんから、あるいはどこのどういう団体からどういう要望があって、それが特別職の判断の中で職員に指示をして物事として動いているのかということが公開にならない限り、これは住民の信頼というものは絶対得られません。

私も議員をしております、数は少ないですけれども、いろんな頼まれごとをします。頼まれごとをする中で、これはちょっとというものも幾つかございます。市長も政治家としての経歴が長うございますから、同じような経験は幾つもお持ちかなというふうにお察しいたします。これをきちっとしない限りは、住民に対する不信感の払拭というのはなかなかいかないだろうというふうに思いますし、もう一つは、大変これは大きなことなんですけれども、行政は組織として動いておるわけです。動いていて特別職以下の者は現場でいろいろと物事を考えていると。ところが、突然に天の声でこれをやれとおりにくるわけですね。これは本当に職員の士気をくじきますね。そういう事例を私も、短いか長いか判断はあれですけれども、議員生活の中で幾つか散見し

てまいりました。それがきちっと公開されたものであればいいんですけども、わけのわからないところからの要望によって、首長の天の声で物事が決まっていく。入札だけじゃなくて、例えば道普請でもそうですし、それから福祉でも教育でも同じことかなというふうに思います。ですから、本当に市長が職員一体となつてということをおっしゃるのであれば、そここのところをきちっとしないと、職員一体には決してならないであろうという私の考えを述べさせていただいて、再度この問題につきまして、職員に対する働きかけ、そして特別職に対する働きかけについてのご所見をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（上田順康君）助役。

○助役（清原雅代君）ただ今3点について中西議員のほうからご質問をいただきました。市が受けた要望や提案等の働きかけにつきましては、記録に残して報告し、さらに情報を共有することによりまして、組織として適切な対応をしていく必要があるというのは、これは十分認識いたしております。また、特に不当な要求に対しましては、職員が1人で抱え込むことがないように組織として対応していくということが必要であります。

ただ、現在いろんな要望、陳情、提案等、文書でなされているものもありますし、行政の中で、いわゆる税務、福祉、用地買収とかそういったものについては、住民と接する中で相談とか苦情とかさまざまな声を聞きながら、対話をしながら物事を進めていくというものもございます。そういったものについて、当然いろんな決裁とかの中で、経過とか取り扱いについての報告とか、そういうものが上がってきております。職員に対するそういった働きかけについて、どのようなものを文書化で残していくかという整理も必要になってまいりますので、これにつきましては、1人

で抱え込むことのないように、文書化で情報を共有するということは、ある意味、職員を守ることにつながりますので、文書化については前向きに検討していきたいというように考えております。

あと、特別職についての部分でございますが、当然特別職としていろんなご要望とかご意見とかを聞く機会がございます。そのところをすべて文書化するというのは非常に非効率といいますか、当然のことでお聞きしておくということも非常に多いということもございますので、どのようなものについてそれが必要かということは、今後、十分検討していきたいと思っております。

あと、公開につきましては、先ほど議員も地方公共団体でそういういろいろな取り組みをされているということのご報告がありましたが、例えば1点、私の今持っております資料の中に高知県があるんですけども、高知県のほうでも非常に細かい要領とかいろんな取り扱いを決めまして実施をされているわけなんですけれども、記録された件数というものにつきましては、例えば2003年度でしたら37件、2005年度は3件、これは議員によるものになるんだと思うんですけども、2005年度はゼロということで、橋本知事も抑止効果だけがこの件数にあらわれているとは思えないと。改革への思いが薄れたり慣れで記録しない人が出てきたのではないかとか、あるいは職員のアンケートでも記録すべきかどうか判断に迷い、結局しなかったという意見も目立ったということも言われております。全国の地方公共団体の記録の件数状況を見ましても、本当に100件台、何百件というところから1けたのところまでさまざまあります。これにつきましては、職員がまず記録をしっかりと残していくという意識というか、そのところが非常に私は大事なかなと思います。そ

こで、それを同時に議員が言われるような公開ということになりましたら、例えば議会の議員からのいろんなそういうことに対しても、関係団体というか議会とのいろんな調整も必要になるでしょうし、関係団体とのそういうことをやっていくという話もしていかないといけないということもありますので、まずは記録をしていく、文書化をしていくというところに重点を置いて、どのような考え方でやっていくか、今現在、現にそういったご要望については、文書化されたものは決裁で回ってきておりますので、そういったものとのすみ分けとか、いろんな整理も必要でございますので、文書化していくという方向で検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）説明いただきました件に関しまして、私も重々承知してございます。要するにこの制度をつくりましても、その運用が本当に実の入った内実の伴ったものになっていくかどうかというのは、これはまた別問題でございまして、それは本当に人々の意識、職員も特別職も議員も、あるいは市民の方々も、全体として意識が変わってこないことには、これは内実の伴ったものにはならないだろうというふうに私も思います。ただ、それを内実の伴ったものにしていこうという基本的な意欲とか姿勢とかいうものがなければ一歩も進まないというのも事実でございますので、そのところをよくお考えいただきたいなど。

私も不思議に思いますのは、なぜ文書化と公開ができないのかなと、そんなに大変なことじゃないんじゃないかなと。よその事例を見ても、今おっしゃいましたように、通常日常業務の住民あるいは団体からのお話については、日常業務として記録はしないというふうに行っているところがほとんどです。特

別な日常業務以外の要望について記録をいっぱいしているということやられているところが多いと思います。

もう一つは、いろんなやりとりがあって全部公開には耐えないよと、当然の話なんですよね。ところが、幾つかの団体でこれが制度化されて運用されていて、それがなぜ本市でできないのかなということについては、大変不思議に思うところであります。私も先日、総務委員会で視察研修に行っていましたけども、そのときに痛切に感じましたのは、割に豊かな市でしたから、当然橋本市よりはいろいろと充実していることが多かったです。和歌山県もしかり、橋本市は今こういう状態ですので、金がないのでできないというところは理解できると思います。ところが、金なくてもできることもできないんです。この制度もそうなんですよね。この制度をするのにほとんどお金は要りません。あるいは次に今回も質問される議員がおられますけども、バランスシートであるとか行政コスト計算書であるとか行政評価制度であるとか、あるいは人事評価制度であるとか、これもほとんどコストがかかりません。コストがかからないにもかかわらずできないんですね。ということは、貧乏人には知恵もないのかなというふうに私は感じたわけですけども、今回も私の願いはなかなかご理解を得られそうもないんですけども、いつの日か理事者各位と議員諸兄のご理解を得て、私の願いでありますこの制度が制度化されますことを願いたいと思います。

基本的に、特別職の行為であっても公開をしていくという原則、姿勢についてはお持ちなのかということと、それと特別職から天の声として下におろされる行為、これはほかのところ、特別職は聞いたことを各部局におろした段階で文書化をしていくという手続き

をとっておるんですけども、市長にお尋ねいたしますけども、天の声として下におろされる、それが非公開の天の声であるというときに、職員の士気をくじく事例が幾つか散見してございます。今後ともそういうことがあり得ないというふうにお考えなのかどうかお尋ねいたしたいと思います。これは市長はたしか人格高潔な方ですので、そういうことはなからうと思いますけども、市長もいついつまでも市長をしておるわけじゃないんで、人が変わればどうなるかわからないという事態を何とかするべきじゃないですかということですね。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）大変高度なご質問でございますし、判断に苦しむところでございますけれども、まず総論的に言いまして、過日からの不祥事等もございました。これは私といたしましても大変市民に申しわけなく思っておるわけでございます。これにつきましては、管理者、特別職、職員一体となって襟を正して二度とそういう不祥事が起こらないようにしてまいりたいということ、まず最初は申し上げたいのでありますが、そうした口利き等々、例えば部長からの矢のごとくの要望・陳情、これらは皆、世にあるわけです。たくさんあります。例えば例にとりますと、建設所管にいたしましても、高野口、橋本を合わせて概算で10億円近い要望があるんですよ。1億円以内しか予算が財政的につけられないという実態から踏まえて、なかなか判断に苦しむところでございますし、私としましても急施を要するものから採択していくように内部で幅広く検討はしておるものの、なかなか追いつかないというのが実情でございますけれども、これらも可能な限り文書化した上で公開をしていって、そして最初は私は

決断・決裁をしていくことになるわけでございますけれども、より多くの皆さんの声も聞いた上で進めていくということも非常に大事ではないかなと。開かれた市政運営、これも大事じゃないかなと思うわけでございますけれども。

先ほど、上からのことでございますけれども、おりてくるということにつきましては、内部で十分そのことについて議論をしまして、そして、それに向けて必要なものは議会にもかけていかざるを得ない、予算にはすべて出しておるわけでありまして、そういうことで多くの意見も内部で聞いた上で、ひとつ今後とも取り組んでまいりたいと思います。やはり時代が時代ですから、可能な限り文書化あるいは公開していくこと、これは非常に大事であるということ踏まえて、今後一層そのことについての議論を内部で深めてまいりたいと思いますので、ひとつご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

○14番（中西峰雄君）もうあと5分ほどしかございませんので、手短にしつこいようすが申し上げます。内部で議論を重ねていくと。議論を重ねていくうちにもう3年たちました。要するに、これはどこでも首長がやる気になってぱっとやられているんです。首長がやる気にならん限りは、はっきり言って絶対できません。このことにつきましてもそうですし、とにかく私から見て何がそんなに難しいことなのかなというふうに思います。予算はまずほとんど要りません。変えなければならぬのは意識だけです。基本的な物事の考え方を変えなければできない。それが一番難しいんでしょうけども、金がなくてもできることでもできないわけですから、金が要ることはもっとできないなと思いますので、そこところはよく、本当に進んでいる自治体ではどん

どん時代に即応した制度あるいは条例というものがつくられていっている中で、本市におきまして、大半の自治体が制度化してからそれについていくという今までの市政運営のあり方というのは、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

大変残念でございますけれども、これで終わらせていただきます。

○議長（上田順康君）これをもって、14番 中西峰雄君の一般質問は終わりました。